

第10回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年11月25日(木)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス3階
品川シーズンテラスカンファレンス



議決権行使期限

2021年11月24日(水)午後7時まで
郵送又はインターネットでも議決権を行使いただけます。

感染リスク低減のため、議決権の行使は可能な限り書面又はインターネットにて行っていただき、当日のご来場を見合わせることもご検討ください。ご来場いただく場合にはマスクの着用をお願い申し上げます。なお、本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

お土産及びお飲み物のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	7
株主総会参考書類	10
事業報告	35
連結計算書類	57
計算書類	59
監査報告	61

PHILOSOPHY

Mission

らしく、生きる。

Encouraging people to live in a way
that is true to themselves.

Vision

**Valuable Experience
人生を変える価値を**

Providing life-changing value to the world.

Spirits

前へ前へ、着実に。

Steady on. Steady forward.

おもしろかつこよく。

Be fascinating. Be sophisticated.

謙虚に、尖んがれ。

Be modest. But, be edgy.

つかむために、手放せ。

Let go of the old to embrace the new.

個性を掛け算せよ。

Multiply your nature.

株主の皆様へ

バリュエンスホールディングス株式会社
代表取締役社長

寄本 晋輔

Shinsuke Sakimoto



株主の皆様には平素より格別のお引き立てとご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第10期は、5か年の中期経営計画VG1000の初年度として、今後の成長戦略実現のために必要な投資を積極的に推し進めた1年でした。買収強化のためM&Aを実施し国内店舗網を一挙に拡大するとともに、今後の仕入増加への対応と物流効率化のため倉庫移転を実施いたしました。また、当社の経営課題である認知度向上への取組として、初のテレビCMを全国放映するなど、成長基盤の構築に努めてまいりました。

一方で、新型コロナウイルスの影響が想定以上に長期化し、仕入を思うように伸ばせないなど苦しい場面もありました。そのような中でも、いかにして顧客やパートナー（オークションにおけるリユース事業者）にご利用いただくか、一度きりではない長期的な関係性を築いていけるかを真剣に考え、施策を実行してまいりました。

現在、toB向けプラットフォームとしてオークションの拡大を推し進めておりますが、今後はこれに加え小売も強化し、更なる成長を目指してまいります。ALLUの

顧客（販売面での顧客）は、なんぼやの顧客（買取面での顧客）にもなり得、買取・販売の両面で顧客接点を拡大することが大きな狙いです。また、小売売上の増加により売上総利益率の改善も期待できます。小売強化のほか、時計修理などのtoC向けサービスの拡大やコミュニケーションの工夫、ジャンル拡充などにより顧客とのエンゲージメントを高め、Valuenceグループとして顧客と長期的な関係を築くことで、リカーリング型のビジネスモデルへと転換してまいります。

また、当社事業と関連性の強いサステナビリティへの取組についても本格化しており、優先的に取り組むべきESG課題を特定し、その中でも特に重要なものについてテーマ設定するなど、活動を進めてまいりました。持続可能な社会の実現に向け、今後更に取組を積極化してまいります。

未だ新型コロナウイルスの流行が収束せず先行き不透明な環境ではありますが、役員・社員一丸となって現状を打開し、企業価値の向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご支援の程お願い申し上げます。

2021/8期トピックス

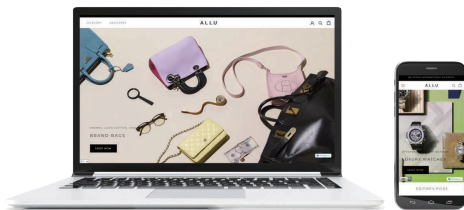
1Q

デュアルキャリア採用スタート

アスリートが競技も仕事も本気で取り組むことのできる環境をサポート。

「ALLU」グローバルオンラインストア開設

小売ブランド「ALLU」において自社越境ECを開設し、世界への小売販売を本格化。



「STAR BUYERS AUCTION」 オフィシャルサイトをリニューアル

ユーザビリティを向上するとともに、オンライン集客を強化。



2Q

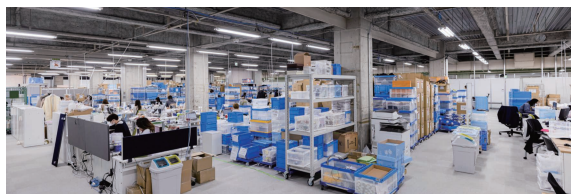
「なんぼや」の店舗網が100店舗を突破

M&Aにより取得した買取専門店「ネオスタ」28店舗を「なんぼや」にブランド統一し、店舗網を一挙に拡大。



品川から鮫洲に倉庫を移転

今後の更なる仕入拡大と物流効率化のため倉庫移転を実施。取扱いキャパシティは従来の約5倍に。



時計修理サービスの設備を強化。最新の設備と20名以上の時計技師・研磨スタッフで業界最大級のインフラを構築。

新型コロナウイルスの影響

- 2回目緊急事態宣言(1/8~3/21)
一部店舗が時短営業に

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3Q

認知拡大を狙いCMを全国放映

従来のWEBマーケティングに加え、認知拡大のため初のテレビCMを全国放映。



なんぼやで車買取サービス(仲介)をスタート

顧客のLTVの向上に向け、取扱いジャンルを拡大。



ダイヤモンドオークションをオンライン化

香港でリアル開催していたオークションをオンライン化。顕微鏡カメラ導入で現物下見無しでの値付けが可能に。

4Q

「HATTRICK」の運営をスタート

「HATTRICK」は日本トップクラスのスポーツ専門公式オークション。デュアルキャリア(株)から事業を譲り受け、運営をスタート。



©GAMBA OSAKA

(株)南葛SCの株式を取得

「キャプテン翼」の作者である高橋陽一氏が代表を務める(株)南葛SCの株式の33.5%を取得。

Valuence



©高橋陽一/集英社

海外買取店舗の出店を加速

直営に加え、パートナーとの協業による出店に注力し店舗数を大幅拡大。2021/8期末で14か国21店舗を展開。

- 3回目緊急事態宣言(4/25~6/20)
最大19店舗が休業に

- 4回目緊急事態宣言(7/12~9/30)
一部店舗が時短営業に

3月

4月

5月

6月

7月

8月

Sustainability

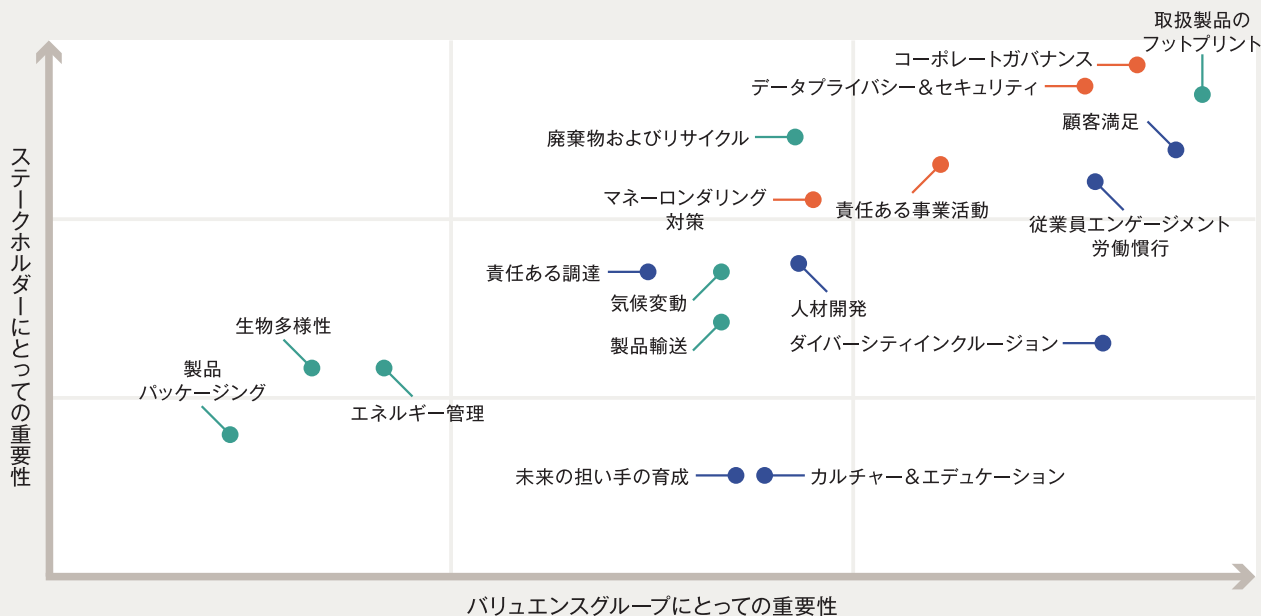
基本方針

「リユース」は循環型社会における主要な取組の一つであり、当社の中核をなすリユース事業をグローバルに展開していくことが、持続可能な社会の実現につながると考えております。

さらに、ESG 課題に積極的に取り組むことで、すべてのステークホルダーが当社の企業理念である「らしく、生きる。」ことができる世界を実現し、ひいては当社グループの企業価値の最大化を目指していきます。

マテリアリティ・マトリクス

バリュエンスグループは、ステークホルダーにとって重要であると同時に、当社にとって経営インパクトの大きい課題として18の重要課題（マテリアリティ）を定めました。

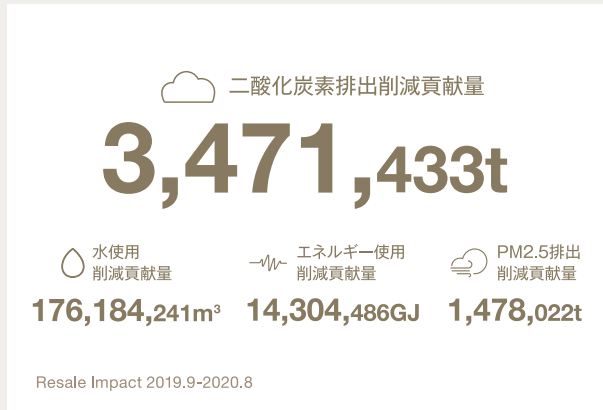


Environment ● Social ● Governance ●

更に詳しい情報は、当社HPよりご覧いただけます。



環境フットプリント削減貢献量を測定



新たな製品を作るには大きな環境負荷がかかりますが、新品ではなくリユース品を手にとることは、製品の環境フットプリント^{※1}の削減につながります。

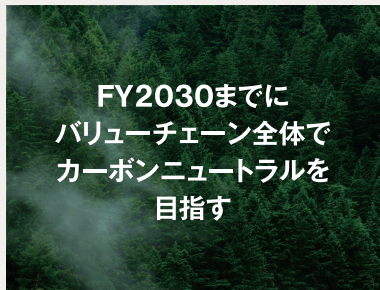
バリュエンスグループは、特定したマテリアリティの中で最重要としている「取扱製品のフットプリント」に関し、国内業界で初めてLCA^{※2}の手法を活用し、事業活動における二酸化炭素排出、水使用、エネルギー使用、PM2.5排出の削減貢献量を測定しました。その結果、2020年度は年間3,471,433t相当の二酸化炭素の削減に貢献したことが可視化されました。今後は本ツールを自社サービスと連携させ、更なるブランドリユースの普及促進を図ってまいります。

※1:環境フットプリント:個人や団体、企業などが生活・活動していく上で排出される温室効果ガスなどの環境インパクト ※2:LCA(ライフサイクルアセスメント: Life Cycle Assessment):ある製品・サービスのライフサイクル全体(資源採取-原料生産-製品生産-流通・消費-廃棄・リサイクル)又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法

サステナビリティへのコミットメントについて

バリュエンスグループでは、ESG課題への取組を加速するため、3つのコミットメントを設定しました。

E: Planet



S: People



G: Transparency



※3 外部エンゲージメントサーベイ「会社満足度」「仕事満足度」「上司満足度」「職場満足度」における各スコア平均値(1~5段階評価) ※2021年8月期スコア:3.3

株主各位

証券コード 9270

2021年11月9日

東京都港区港南一丁目2番70号

品川シーズンテラス 28階

バリュエンスホールディングス株式会社

代表取締役社長 寄本晋輔

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合、右記のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年11月24日（水曜日）午後7時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

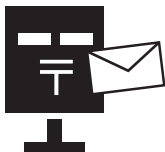
記

1. 日 時	2021年11月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス3階 品川シーズンテラスカンファレンス (なお、開催場所は昨年と同じ建物になりますが、階及び部屋が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第10期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件 第5号議案 ストックオプションとして発行する新株予約権に係る募集事項の決定を取締役会に委任する件 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年11月24日（水曜日）午後7時到着分まで



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限 2021年11月24日（水曜日）午後7時まで

株主総会にご出席される場合



株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年11月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。会場入り口で非接触型体温計により検温を実施させていただきます。体調不良と見受けられる方やマスクを着用しない方のご入場をお断りさせていただく場合がございます。

今後の状況により、やむなく会場や開始時刻などを変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.valuence.inc/ir/>）に掲載させていただきますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

ご注意事項

※書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。

※インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.valuence.inc/ir/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.valuence.inc/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

◎監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類並びに監査等委員会が監査した事業報告は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

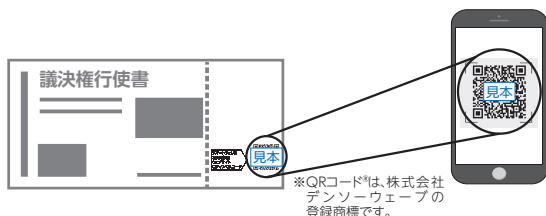
株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

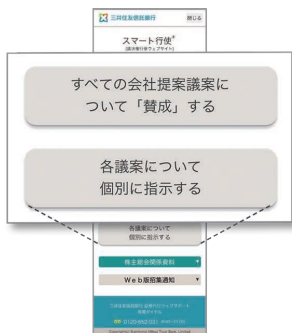
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



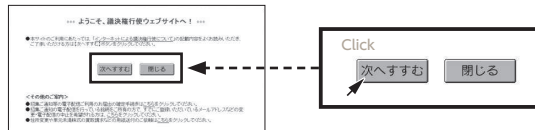
❗「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

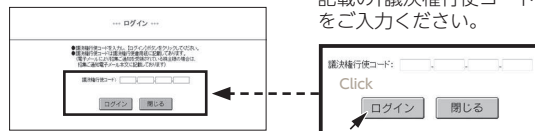
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。




3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。




以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
 **0120-652-031** (午前9時～午後9時)

ご登録住所・株式数等のご照会

三井住友信託銀行株式会社
証券代行部
 **0120-782-031**
(午前9時～午後5時 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目 的）	（目 的）
第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. 貴金属、地金、時計、宝石、骨董品、美術品その他の動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営	1. 貴金属、地金、時計、宝石、骨董品、美術品その他の動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営
2. 不動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営	2. 不動産の売買、賃貸、転貸及びこれらの仲介並びにオークション市場及びオンラインオークションの運営
3. 酒類の買取及び販売 （新 設）	3. 酒類の買取及び販売
4. 損害保険代理店業 （新 設） （新 設）	4. 飲食店の経営 5. 損害保険代理店業 6. <u>スポーツ産業及びエンターテイメント産業に関する各種事業及びコンサルティング</u>
5. インターネットメディア事業	7. <u>知的財産権（著作権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権等）の保守、保全、管理業務</u>
6. インターネット広告事業	8. インターネットメディア事業
7. インターネット関連サービス並びに製品の企画、開発及び販売	9. インターネット広告事業
8. ITシステムの構築及びコンサルティング事業	10. インターネット関連サービス並びに製品の企画、開発及び販売
	11. ITシステムの構築及びコンサルティング事業

現行定款	変更案
<p>9. <u>電子商取引に関するシステム開発及び販売Webサイト、システムの企画、運営、管理、制作、販売及びコンサルティング</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>1.0. <u>パッケージ、カタログ、チラシ、ダイレクトメール、ポスター等の企画、制作、販売及びコンサルティング</u></p> <p>1.1. <u>上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第35条 (条文省略)</p>	<p>1.2. <u>電子商取引に関するシステム開発及び販売Webサイト、システムの企画、運営、管理、制作、販売及びコンサルティング</u></p> <p>1.3. <u>ブロックチェーンに関するシステムの企画、開発、制作、販売、運営及び管理</u></p> <p>1.4. <u>ベンチャーキャピタル・ベンチャー企業に対する投資及びその養成</u></p> <p>1.5. <u>パッケージ、カタログ、チラシ、ダイレクトメール、ポスター等の企画、制作、販売及びコンサルティング</u></p> <p>1.6. <u>上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第35条 (現行どおり)</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位 及び担当	候補者属性	取締役会への 出席状況
1	さきもと しん すけ 寄 本 晋 輔	代表取締役社長	再任	100% (17回/17回)
2	む ぐるま すすむ 六 車 進	取締役	再任	100% (14回/14回)
3	さ とう しん いち ろう 佐 藤 慎 一 郎	取締役 兼 執行役員 兼 コーポレートスト ラテジー本部長	再任	100% (14回/14回)
4	とみ やま ひろ き 富 山 浩 樹	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	100% (14回/14回)
5	た く ぼ よし ひこ 田 久 保 善 彦	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	100% (14回/14回)
6	ふ ま けん じ 夫 馬 賢 治	—	新任 社外取締役	—

(注) 六車進氏、佐藤慎一郎氏、富山浩樹氏及び田久保善彦氏は、2020年11月20日開催の第9回定時株主総会において新たに選任され、取締役に就任いたしましたので、取締役会への出席状況につきましては、就任後の取締役会の回数を記載しております。

候補者番号

さきもと

しんすけ

1

寄本 晋輔

1982年4月14日生

再任



在任年数（本総会終結時）

9年11か月

所有する当社の株式数

454,100株

取締役会への出席状況

100% (17回/17回)

略歴、地位及び担当

- 2004年6月 株式会社MKSコーポレーション
(現 株式会社ドロキア・オラシイタ) 常務取締役
- 2011年12月 株式会社SOU (現 当社) 設立 代表取締役社長 (現任)
- 2012年1月 株式会社IO 取締役 (現 株式会社PALDA)
- 2012年3月 株式会社ドロキア・オラシイタ 取締役
- 2014年7月 株式会社IBQLO 取締役 (現 株式会社ドロキア・オラシイタ)
- 2014年9月 株式会社ブランドコンシェル 代表取締役 (現 当社)
- 2015年9月 Star Buyers Limited (現 Valuence International Limited)
Representative Director
- 2017年3月 株式会社古美術八光堂 (現 バリュエンスアート&アンティークス株式
会社) 代表取締役
- 2019年3月 Star Buyers Limited (現 Valuence International Limited)
Director
- 2019年8月 FAN AND株式会社 (現 デュアルキャリア株式会社) 代表取締役
- 2019年9月 株式会社SOU分割準備会社 (現 バリュエンスジャパン株式会社)
代表取締役
- 2019年11月 株式会社SOU Technologies (現 バリュエンステクノロジー株式
会社) 取締役 (現任)
- 2020年3月 バリュエンスジャパン株式会社 取締役 (現任)
バリュエンスリアルエステート株式会社 取締役 (現任)
- 2020年9月 バリュエンスアート&アンティークス株式会社 取締役
- 2021年3月 バリュエンスベンチャーズ株式会社 代表取締役 (現任)
- 2021年8月 株式会社南葛SC 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

- バリュエンステクノロジー株式会社 取締役
- バリュエンスジャパン株式会社 取締役
- バリュエンスリアルエステート株式会社 取締役
- バリュエンスベンチャーズ株式会社 代表取締役
- 株式会社南葛SC 取締役

取締役候補者の選任理由

寄本晋輔氏は、2011年12月より、当社代表取締役社長として当社グループの経営をリードし、事業全般にわたる幅広い知見や豊富な経験・実績を有しています。当社代表取締役社長として意思決定と業務執行の監督の両面で十分な役割を果たし、明確なリーダーシップのもと、事業環境が大きく変化する中で、企業価値向上を更に強力に押し進めるべく、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

む ぐるま すずむ

2 六車 進

1971年7月21日 生

再 任



在任年数 (本総会最終時)
1年

所有する当社の株式数
27,500株

取締役会への出席状況
100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

- 2017年 8月 アマゾンジャパン合同会社 入社
- 2018年 9月 株式会社SOU (現 当社) 入社 海外事業本部長 兼 海外事業戦略部長
- 2019年 3月 Star Buyers Limited (現 Valuence International Limited) Director 兼 海外事業本部長 兼 香港事業部長
- 2019年 6月 Star Buyers Limited (現 Valuence International Limited) Representative Director (現任) 兼 海外事業本部長 兼 香港事業部長
- 2019年 9月 株式会社SOU (現 当社) 販売管理本部長 兼 海外事業本部長 兼 中国事業推進部長
- 2020年 3月 当社 海外子会社管理室長
バリュエンスジャパン株式会社 取締役副社長
- 2020年 9月 バリュエンスジャパン株式会社 代表取締役社長 (現任)
- 2020年 11月 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Valuence International Limited Representative Director
バリュエンスジャパン株式会社 代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

六車進氏は、国内外の事業分野での卓越した見識と実績を有しており、当社グループの海外戦略及びビジネス戦略全般を担当し、革新的なビジネスプランの創出やビジネス化の旗振り役として、当社グループの成長を牽引しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

さとう しんいちろう
佐藤 慎一郎

1968年9月1日生

再任



在任年数 (本総会最終時)

1年

所有する当社の株式数

2,600株

取締役会への出席状況

100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

- 2015年1月 株式会社デジタルガレージ 入社
2020年5月 当社入社 経営管理本部長
2020年6月 当社経営管理本部長 兼 人事部長
2020年9月 当社執行役員 経営管理本部長 兼 人事部長
バリュエンスジャパン株式会社 取締役(現任) 兼 経営管理本部長
兼 経営企画部長
バリュエンスリアルエステート株式会社 取締役(現任)
2020年11月 当社 取締役 兼 執行役員 兼 コーポレートストラテジー本部長
(現任)
2021年3月 バリュエンスベンチャーズ株式会社 取締役(現任)
2021年9月 バリュエンステクノロジーズ株式会社 取締役(現任)

重要な兼職の状況

- バリュエンスジャパン株式会社 取締役
バリュエンスリアルエステート株式会社 取締役
バリュエンスベンチャーズ株式会社 取締役
バリュエンステクノロジーズ株式会社 取締役

取締役候補者の選任理由

佐藤慎一郎氏は、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験及び見識は、当社取締役会の意思決定、業務執行の監督に資するとともに、当社グループの企業価値向上に寄与しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

とみやま ひろき
富山 浩樹

1976年9月5日 生

再任

社外取締役

独立役員



在任年数 (本総会最終時)

1年

所有する当社の株式数

—

取締役会への出席状況

100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

- 1999年 4月 株式会社ダイカ (現 株式会社あらた) 入社
- 2007年 10月 株式会社サッポロドラッグストアー入社
- 2015年 5月 株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役社長
- 2016年 2月 株式会社エゾデン 取締役副社長 (現任)
- 2016年 8月 サツドラホールディングス株式会社設立 代表取締役社長
- 2019年 7月 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長 兼 CEO (現任)
- GRIT WORKS株式会社 取締役会長 (現任)
- 株式会社シーラクス 取締役 (現任)
- AWL株式会社 取締役CMO
- 2020年 8月 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO (現任)
- 株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役社長 兼 CEO (現任)
- 2020年 11月 当社 社外取締役 (現任)
- R×R Innovation Initiative株式会社 取締役 (現任)
- 株式会社出前館 社外取締役 (現任)
- 2021年 4月 AWL株式会社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

- 株式会社エゾデン 取締役副社長
- 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長 兼 CEO
- GRIT WORKS株式会社 取締役会長
- 株式会社シーラクス 取締役
- サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO
- 株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役社長 兼 CEO
- R×R Innovation Initiative株式会社 取締役
- 株式会社出前館 社外取締役
- AWL株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

富山浩樹氏は、他社における企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。同氏の経験と見識を活かし、当社の経営全般に有効な助言をいただくことにより、今後も当社の意思決定の健全性・透明性の向上等に活かすことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

た く ぼ
田久保

よ し ひ こ
善彦

1970年4月24日 生

再 任

社外取締役

独立役員



在任年数 (本總會終結時)

1年

所有する当社の株式数

2,400株

取締役会への出席状況

100%(14回/14回)

略歴、地位及び担当

1995年 4月 株式会社三菱総合研究所 入所
2003年 5月 株式会社グロービス 入社
2006年 4月 グロービス経営大学院大学 経営研究科 助教授
2006年 7月 株式会社グロービス マネジング・ディレクター (現任)
2008年 4月 グロービス経営大学院大学 経営研究科 副研究科長 教授
2009年 12月 学校法人グロービス経営大学院 常務理事 (現任)
2012年 4月 グロービス経営大学院大学 経営研究科 研究科長教授 (現任)
2013年 4月 公益社団法人経済同友会 幹事 (現任)
2016年 3月 ワールド・モード・ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
2020年 8月 一般社団法人アルバ・エデュ 理事 (現任)
2020年 10月 ユアマイスター株式会社 社外取締役 (現任)
2020年 11月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社グロービス マネジング・ディレクター
学校法人グロービス経営大学院 常務理事
グロービス経営大学院大学 経営研究科 研究科長教授
公益社団法人経済同友会 幹事
ワールド・モード・ホールディングス株式会社 社外取締役
一般社団法人アルバ・エデュ 理事
ユアマイスター株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

田久保善彦氏は、長年にわたりグロービス経営大学院大学教授として経営の専門的知識を培われており、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言をいただくことにより、今後も更なる当社グループの成長に寄与していただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6 夫馬 賢治

1980年3月27日 生

新任

社外取締役



略歴、地位及び担当

2004年 4月 株式会社リクルートエイブリック（現 株式会社リクルート）入社
 2013年 7月 株式会社ニューラル 代表取締役CEO（現任）
 2019年 7月 一般財団法人サンダーバードグローバル経営大学院教育財団
 評議員（現任）
 2020年 6月 特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン 理事（現任）
 2021年 2月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ 特任理事（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ニューラル 代表取締役CEO
 一般財団法人サンダーバードグローバル経営大学院教育財団 評議員
 特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン 理事
 公益社団法人日本プロサッカーリーグ 特任理事

在任年数（本総会最終時）

—

所有する当社の株式数

—

取締役会への出席状況

—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

夫馬賢治氏は、2013年からサステナビリティ並びにESG投資のアドバイザー会社を
 経営し、また、世界銀行や国連大学等で、同テーマについての講演等多方面に活躍をさ
 れ、日本の中央省庁の有識者委員もされています。今後、当社のサステナビリティ・
 ESGの取組全般に関する助言をいただくことにより、当社グループのESG体制の更なる
 強化を図ることが期待できるため、新たに社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 富山浩樹氏、田久保善彦氏及び夫馬賢治氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 各候補者は、他社の取締役を兼務しておりますが、当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 当社は、社外取締役富山浩樹氏及び田久保善彦氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行う
 うえにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、その責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額と
 する旨の責任限定契約を締結しております。富山浩樹氏及び田久保善彦氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で引
 き続き当該契約を継続する予定です。また、夫馬賢治氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約
 を締結する予定であります。
 5. 当社は、富山浩樹氏及び田久保善彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、両氏が
 選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結
 しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ず
 る損害が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記
 保険契約により補填されません。なお、各候補者が取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年5
 月に当該契約を更新する予定であります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役蒲地正英氏、濱田清仁氏及び後藤高志氏の3名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位 及び担当	候補者属性	取締役会への 出席状況
1	かま ち まさ ひで 蒲 地 正 英	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	100% (17回/17回)
2	ご とう たか し 後 藤 高 志	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	100% (17回/17回)
3	おお むら え み 大 村 恵 実	—	新任 社外取締役 独立役員	—

候補者番号

1

か ま ち ま さ ひ で
蒲地 正英

1981年5月18日 生

再 任

社外取締役

独立役員



在任年数 (本総会最終時)
2年

所有する当社の株式数
15,240株

取締役会への出席状況
100%(17回/17回)

略歴、地位及び担当

2005年11月 税理士法人中央青山 (現:PwC税理士法人) 入所
 2009年 9月 公認会計士登録
 2014年12月 税理士登録
 2016年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表 (現任)
 2016年11月 税理士法人カマチ 代表社員 (現任)
 2016年11月 当社取締役 (非常勤)
 2017年 1月 株式会社will consulting 代表取締役 (現任)
 2017年 3月 株式会社メドレー 社外監査役 (現任)
 2017年 5月 千房株式会社 社外監査役
 2018年 9月 千房ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
 2019年11月 当社 社外取締役 監査等委員 (現任)
 2019年11月 バリュエンステクノロジー株式会社 取締役
 2020年 4月 グロービス経営大学院大学 専任准教授 (現任)

重要な兼職の状況

蒲地公認会計士事務所 代表
 税理士法人カマチ 代表社員
 株式会社will consulting 代表取締役
 株式会社メドレー 社外監査役
 千房ホールディングス株式会社 社外取締役
 グロービス経営大学院大学 専任准教授

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

蒲地正英氏は、公認会計士として培われた高度な専門知識を有しているほか、他社における社外役員としての豊富な経験を活かし、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

ごとう たかし
後藤 高志

1979年6月28日 生

再任

社外取締役

独立役員



在任年数 (本総会最終時)

2年

所有する当社の株式数

—

取締役会への出席状況

100%(17回/17回)

略歴、地位及び担当

2004年10月 弁護士登録
2004年10月 森・濱田松本法律事務所入所
2008年7月 末吉総合法律事務所 (現：潮見坂総合法律事務所) 入所
2010年1月 同事務所 パートナー (現任)
2015年12月 株式会社プラップ・ジャパン 社外監査役 (現任)
2016年6月 株式会社コアフォース 社外監査役 (現任)
2017年9月 マシンラーニング・ソリューションズ株式会社 社外取締役 (現任)
2017年11月 当社監査役
2018年3月 エッジインテリジェンス・システムズ株式会社 社外取締役 (現任)
2018年5月 Langsmith株式会社 代表取締役 (現任)
2019年11月 当社 社外取締役 監査等委員 (現任)
バリュエンステクノロジー株式会社 監査役
2020年9月 バリュエンステクノロジー株式会社 取締役
2021年7月 株式会社OsidOri 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

潮見坂総合法律事務所 パートナー
株式会社プラップ・ジャパン 社外監査役
株式会社コアフォース 社外監査役
マシンラーニング・ソリューションズ株式会社 社外取締役
エッジインテリジェンス・システムズ株式会社 社外取締役
Langsmith株式会社 代表取締役
株式会社OsidOri 社外監査役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

後藤高志氏は、弁護士として法令に関する豊富な専門知識と経験 (企業の取締役として会社経営に関与した経験を含む) を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えており、今後も監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

おおむら

えみ

大村 恵実

1976年9月2日生

新任

社外取締役

独立役員



在任年数（本総会終結時）

—

所有する当社の株式数

—

取締役会への出席状況

—

略歴、地位及び担当

2002年10月 弁護士登録
 2002年10月 ミネルバ法律事務所 入所
 2007年3月 アメリカ合衆国ニューヨーク州 弁護士登録
 2008年7月 アテナ法律事務所 パートナー
 2010年9月 国際労働機関国際労働基準局（ジュネーブ本部）
 アソシエイト・エキスパート
 2014年1月 日本弁護士連合会国際室 室長
 2014年9月 株式会社デジタルガレージ 社外取締役（現任）
 2019年6月 神谷町法律事務所 入所
 2021年4月 CLS日比谷東京法律事務所 入所（現任）

重要な兼職の状況

株式会社デジタルガレージ 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

大村恵実氏は、弁護士としての長年の経験を通じて培われた知識及び国際機関での勤務で得た国際法務に関する高い見識を有しております。今後の当社グループのグローバル展開及びESGの取組に関して、積極的に意見を述べていただくことが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
 3. 各候補者は、他社の取締役及び監査役を兼務しておりますが、当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 蒲地正英氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年、監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、後藤高志氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 当社は蒲地正英氏及び後藤高志氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、その責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で引き続き当該契約を継続する予定です。また、大村恵実氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、蒲地正英氏及び後藤高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届けており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、大村恵実氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 7. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、2022年5月に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】本総会終了後の取締役会のスキル・マトリックス

当社は、当社グループの経営理念に基づき、その価値を高いレベルで体現し、豊富な経験、高い能力及び見識を備え、当社グループの更なる発展に貢献できることを取締役の選定基準としております。また、取締役会の役員構成については、取締役会の役割・責務を実効的に果たすため、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えるだけでなく、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性が事業の推進や経営の監督に資するとの認識に立ち、取締役会が多様な人材により構成されることを重視しております。

当社の事業特性に加え今後の海外展開加速等を考慮し、特に期待する分野（スキル）を下記の表に定め取締役の候補者の選定を行いました。

なお、上記方針については「コーポレートガバナンス基本方針」（2021年6月24日開催の取締役会にて承認決議）において定めております。

◆：特に期待する項目に付しております。

氏名	地位	属性		経験・知見・専門性等					
		性別	独立性	企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	人事	国際ビジネス	サステナビリティ
寄本晋輔	代表取締役社長	男性		◆			◆		◆
六車進	取締役	男性		◆				◆	
佐藤慎一郎	取締役	男性			◆		◆		◆
富山浩樹	社外取締役	男性	●	◆					
田久保善彦	社外取締役	男性	●	◆			◆		◆
夫馬賢治	社外取締役	男性						◆	◆
高見健多	取締役 (常勤監査等委員)	男性			◆				
蒲地正英	社外取締役 (監査等委員)	男性	●		◆				
後藤高志	社外取締役 (監査等委員)	男性	●			◆			
大村恵実	社外取締役 (監査等委員)	女性	●			◆		◆	◆

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、2019年11月22日開催の第8回定時株主総会において、①年額3億円以内（うち、社外取締役分は3千万円以内）とすることに加え、当該報酬枠とは別枠で、②当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内（うち、社外取締役分は年額2千万円以内）とすること、また、2020年11月20日開催の第9回定時株主総会において、③当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額3億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役が、より一層、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、第6号議案「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」のとおり役員退職慰労金制度を廃止し、また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止するとともに、現在の譲渡制限付株式に関する報酬等の内容を改定することといたしたく存じます。

本議案に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の上記①の報酬枠（年額3億円以内（うち、社外取締役分は3千万円以内））とは別枠で、年額3億円以内といたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することといたします。本議案のご承認が得られた場合には、現在の譲渡制限付株式に関する報酬等と異なり、社外取締役に対して譲渡制限付株式の割当ては行いません。

また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を一定期間に設定し、所定の業績達成度合いに応じて譲渡制限を解除する旨の解除条件を設定したもの（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。）と譲渡制限期間を対象取締役の退任までの期間に設定したもの（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」といい、譲渡制限付株式Ⅰ及び譲渡制限付株式Ⅱを総称して、単に「譲渡制限付株式」という。）の2種類の譲渡制限付株式を必要に応じて組み合わせることを予定しております。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち、社外取締役2名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」のご承認が得られた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案に基づき対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容及び数の上限等は、下記のとおりであります。

なお、本議案における報酬等の総額の上限、割り当てられる譲渡制限付株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、昨今の経済情勢等を含めた当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（当該方針の内容は、本招集ご通知49頁から52頁のとおりです。）その他諸般の事情を考慮して、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、決定されており、相当であると考えております。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を当社との間で締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、1事業年度あたり30,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、大要、以下の内容を含むものとする。

【譲渡制限付株式Ⅰ】

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式Ⅰの割当てを受けた取締役（かかる割当てを受けた譲渡制限付株式Ⅰを

【譲渡制限付株式Ⅰ】欄において、以下、「本割当株式Ⅰ」という。）は、その割当てを受けた日より1年間以上の期間で当社取締役会が定める期間（【譲渡制限付株式Ⅰ】欄において、以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役が割り当てられた本割当株式Ⅰにつき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（【譲渡制限付株式Ⅰ】欄において、以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式Ⅰの割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

なお、本割当株式Ⅰのうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役会が定める業績条件の未達成など一定の事由が生じた場合には、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式Ⅰの割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと及び当社取締役会が定める業績条件を達成したことを条件として、当該業績条件の達成度合いに応じて算出された数の本割当株式Ⅰについて、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ、必要に応じて、合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取り扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式Ⅰについては譲渡制限を解除しないものとする。

この場合、当社は、当該組織再編等の効力発生日より前の当社取締役会が定める時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式Ⅱ】

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式Ⅱの割当てを受けた取締役（かかる割当てを受けた譲渡制限付株式Ⅱを【譲渡制限付株式Ⅱ】欄において、以下、「本割当株式Ⅱ」という。）は、その割当てを受けた日より当該取締役が当社の取締役を退任する日までの期間（【譲渡制限付株式Ⅱ】欄において、以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた本割当株式Ⅱにつき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（【譲渡制限付株式Ⅱ】欄において、以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式Ⅱの割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

なお、本割当株式Ⅱのうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合には、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式Ⅱの割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ、必要に応じて、合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取り扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式Ⅱについて譲渡制限を解除するものとする。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

【ご参考「執行役員及び幹部従業員への譲渡制限付株式の割当予定」】

本議案が承認された場合、当社は、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式のうち、譲渡制限付株式Ⅰと同様の譲渡制限付株式を対象とした制度を当社の執行役員及び幹部従業員に対しても導入する予定です。

ストックオプションとして発行する新株予約権に係る募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）に係る募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社株主との利害の一致を図りながら、当社グループの中長期的な企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として、当社関係会社の取締役に対して、ストックオプションとして本新株予約権を発行したいと存じます。
- II. 新株予約権割当の対象者
当社関係会社の取締役
- III. 本総会の決定に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限並びに払込みに関する事項
 1. 新株予約権の数の上限
100個を上限とする。
なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式10,000株を上限とし、下記3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。
 2. 新株予約権と引換えに払込む金銭
本新株予約権1個当たりの払込金額は、本新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された本新株予約権の公正価格を基準とした額とする。
なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権（当社関係会社がこれらの者に対して付与した報酬債権を、当社が債務引受したもの）と相殺する。
 3. 新株予約権の内容
 - （1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、本新株予約権に係る募集事項の決定を行った取締役会決議日後2年を経過した日から10年を経過する日の前日（当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取

締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑤ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.（1）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3.(8)③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記3.(7)に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

5. 新株予約権に関するその他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議において定める。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2021年9月30日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び在任中の監査等委員である取締役1名に対して、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間の職務執行に応じた報酬として、本総会終結の時を基準として、当社所定の基準を基礎として算出される金額に基づき、退任に先立って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名については総額金7千万円の範囲内、監査等委員である取締役1名に対しては総額金1百万円の範囲内において、退職慰労金の廃止に伴う報酬として、これを打切り支給いたしたく存じます。

なお、本議案に基づき対象となる取締役に支給される報酬の具体的な支給時期、具体的な金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については当社取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

また、本議案は、既存の退職慰労金制度を廃止することに伴い、同制度の対象となる取締役に対象として、当社所定の基準を基礎として算出される金額に基づいた総額の範囲内でこれを支給するものであって、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（当該方針の内容は、本招集ご通知49頁から52頁のとおりです。）その他諸般の事情を考慮して、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、決定されており、相当であると考えております。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さきもと 晋輔 寄本 晋輔	2011年12月 株式会社SOU（現 当社）代表取締役社長（現任）
むぐるま すすむ 六車 進	2020年11月 当社取締役（現任）
さとう しのいちろう 佐藤 慎一郎	2020年11月 当社取締役（現任）
たかみ けんた 高見 健多	2020年11月 当社監査等委員である取締役（現任）

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当社グループは、現在2025年8月期を最終年度とする中期経営計画「VG1000」の達成に向けた取組を推進しております。世界中のパートナー（オークションにおける取引先リユース事業者。以下同じ。）の仕入から販売までをワンストップで支援するラグジュアリー品に特化した「Global Reuse Platformer」となり、リカーリング型ビジネスへの転換を図ることで、持続的な成長の実現を目指しております。

この成長戦略を実現するため今期は集中的に先行投資を実施する年と位置付け、広告宣伝費をはじめ人件費や、システム保守・開発関連の費用等を計画的に増加させてまいりました。この計画に基づき取組を進めた結果、当社グループの当連結会計年度における連結業績は以下のとおりとなりました。

売上高	52,512百万円	(前年同期比38.4%増)
営業利益	1,169百万円	(前年同期比85.2%増)
経常利益	976百万円	(前年同期比57.1%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	725百万円	(前年同期比137.2%増)

当社グループは「ブランド品、骨董・美術品等リユース事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度における具体的な取組は以下のとおりです。

まず、当期は仕入を拡充する施策として、国内外における買取店舗の出店を積極的に行ってまいりました。M&Aにより買取店舗「ネオスタ」28店舗を取得するとともに、18店舗の新規出店と5店舗の退店を実施した結果、国内の買取店舗数は125店舗となりました。海外についてはスピード感を持った店舗展開のため、直営に加えて現地企業との協業も進めております。この結果、コロナ禍においても直営7店舗、協業12店舗の新規出店を遂げることができ、海外における買取店舗数は21店舗となりました。これらの結果、当連結会計年度末における国内外の買取店舗の総数は、前連結会計年度末と比較してグループ全体で60店舗純増し、146店舗となりました。

買取面におきましては、新型コロナウイルスの影響を一定程度見込んでいたものの、当期予想の策定時より感染拡大が継続し、一時的に最大で19店舗が休業となるなど買取環境は厳しい状況が続きました。さらに、4月から放映したテレビCMによる集客効果で売上高・利益を大きく

伸長させる計画も、度重なる緊急事態宣言の発令などの影響で期待どおりの結果に届かず、仕入が当初の計画を下回り、通期の業績予想にも影響が出てまいりました。しかし、6月以降は一時的に休業となった店舗が通常営業に戻り、テレビCMを含む各種マーケティング施策を強化した結果、仕入環境は徐々に改善し、仕入高が前連結会計年度と比較し38.7%増で着地しました。

その後、新型コロナウイルス感染拡大防止のため自粛が求められる中で東京2020オリンピック・パラリンピックが無観客開催となり、人流が抑制されたことや、感染力が強い変異ウイルスによる過去類を見ない感染者数増加の影響を受け、8月は当社グループの買取店舗における来店客数が急激に減少しました。その結果、当第4四半期連結会計期間における仕入高は直前四半期並みの水準となりました。

販売面におきましては、オークションのオンラインシフトを推進し、4月には当社グループが運営するオークションのすべてがオンライン開催となりました。当社の主力チャネルである業者向けオークション「STAR BUYERS AUCTION（スターバイヤーズオークション、以下SBAという。）」におきましては、2020年10月より開催数を月2回に増やし、自社仕入商品及び委託商品の出品量の拡大に向け体制整備を進めてまいりました。さらに、これまで新型コロナウイルスの影響で2020年11月以降開催できていなかった香港におけるダイヤモンドオークションを4月、6月、8月にオンラインで3回開催することができ、当連結会計年度においてオークションでの販売拡大が進みました。また、今後のフルフィルメントサービス展開に向け、小売ブランド「ALLU」の強化に注力しており、小売販売の売上高は期初から好調に推移し、ECサイト・実店舗ともに前連結会計年度を大きく上回りました。これらの結果、当連結会計年度の売上高が前連結会計年度末より14,579百万円増加し、52,512百万円（前年同期比38.4%増）となりました。

売上総利益率につきましては、第1四半期連結会計期間の期首から好調で推移した時計相場の下落に伴い、売上総利益率の一時的な悪化がありましたが、SBA落札データを迅速に買取価格に反映させる施策が奏功し、売上総利益率が改善しました。加えて、SBAにおける海外販売比率の増加や売上に占める地金の割合が縮小したことも影響し、当連結会計年度においては前連結会計年度から1.8ポイント改善の26.4%となりました。

当社主力チャネルであるSBAにおきましては、パートナー会員数が前連結会計年度末の576社（国内467社/海外109社）から1,239社（国内938社/海外301社）に増加しております。また、海外経済の回復を背景とした海外パートナー数の順調な拡大に加え、第2四半期連結会計期間の終盤からは為替相場の円安傾向もあり、SBAにおける海外からの落札額が拡大しております。上述のとおり香港オークションをオンライン開催したこともあり、当第4四半期連結会計期間において海外売上高比率は過去最高を更新し、全体売上高の19.1%となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、更なる事業拡大に向けた仕入確保のため、買取店舗の新規出店に加え、M&Aで取得した買取店舗の屋号変更も含め、クオリティの向上を目的とした店舗改装等を実施いたしました。また、オークションのオンラインプラットフォームのシステム改修及び物流機能向上を目的とした設備投資も推し進めました。

以上の結果、当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,021百万円となりました。

3 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と総額11,000百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は499百万円であります。

4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社のバリュエンスジャパン株式会社と株式会社NEO-STANDARDは、2021年3月1日付でバリュエンスジャパン株式会社を存続会社、株式会社NEO-STANDARDを消滅会社とする吸収合併を行っております。

7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社南葛SCと2021年7月14日に出資契約を締結しており、これに伴い、同社株式101株（2021年8月末現在同社の発行済株式総数の33.5%）を303百万円で2021年8月4日付で取得し、同社を当社の持分法適用関連会社としております。

8 対処すべき課題

①現状の認識について

当社が属するリユース・リサイクル事業においては、フリマアプリの拡大・浸透をはじめとして市場が活性化しており、サステナビリティへの関心もあってリユースの注目度は更に高まっております。このような状況の中、一般消費者からの買取は依然として競争が激しく、販売面においても、小規模なものも含めると数多くの業者向けオークションが乱立しております。今後も、新規参入やM&Aなどによる企業再編の動きが加速するものと予想されます。

一方で、海外においては組織的にCtoBtoBのビジネスモデル（一般消費者から買取を行い、リユース事業者へ販売するモデル）を展開する有力企業は不在と認識しております。

上記の認識に基づき、当社は、現状のビジネスモデルのITを活用した効率化（DX化の推進）に加え、一般消費者とのエンゲージメントを高める施策を通じてグループ全体で長期的な関係を築くことで、継続的な収益を生むリカーリング型のビジネスモデルへと転換を図ります。さらに、グローバル展開を加速化していくことで、更なる成長を図ってまいります。

②当面の対処すべき課題の内容及び対処方針

(ア) 集客の拡大と効率化

当社グループは、WEBマーケティングを中心に集客を行っており、機能を内製化することで高い効果を発揮しておりますが、一方で指名検索による流入が少ないなど認知度の面で課題が残っております。

2021年8月期に初めてのテレビCM放映を実施いたしました。今後もこの施策を継続し、認知度の向上を図ってまいります。テレビCMに加えて、WEBマーケティングなどの複数の施策を統合的に実施することで、潜在顧客・顕在顧客の双方にアプローチし集客を拡大してまいります。また、認知度向上に伴う指名検索の増加によりCPAを低減し、将来的にはより効率的な集客を実現できるものと考えております。さらに、顧客とのエンゲージメントを強化するとともに、グループ内送客の体制構築を進め、顧客のLTVを向上させてまいります。

(イ) 査定能力の標準化

リユース品は新品商品とは異なり決まった価格が存在せず、相場も一定ではないことから、値付けが非常に難しいという特徴を持っております。当社グループにおいては、研修体制の整備や現場でのOJTを進めることでコンシェルジュの能力向上に努めておりますが、これに加え、査定能力を標準化するための仕組みの構築が重要であると認識しております。

そのため、社内システムの機能改善やデータベースの整備、本部における店頭サポート体制の強化を継続しておりますが、今後はこれらに加え価格算出にAIを活用することで、更なる能力

標準化と買取の効率化に努めてまいります。

(ウ) オークションプラットフォームの拡大

当社グループの主力販路であるSBAは、2020年4月にリアル開催からオンライン開催に移行しており、海外からの参加も可能な世界有数のブランドリユースオークションとして規模を拡大しております。

今後は更に多くのパートナーが参加するプラットフォームとして魅力度を高めるとともに、委託拡大に向けた取組も展開することで、総取扱高の拡大を図ってまいります。また、パートナーの落札商品の小売販売までを一気通貫で請け負うフルフィルメントサービスを構築し、更なる収益率向上を目指すべく、システム開発を進めてまいります。

(エ) 小売販売の強化

当社グループは現在、オークションにおけるパートナーへの販売を主としており、顧客から買い取った商品は優先的にオークションに振り分ける体制をとっております。

今後は、AIも活用し商品特性や過去の販売履歴からより利益率の高い販路へと商品を振り分ける運用とすることで、小売販売が拡大していく想定であり、売上総利益率の向上も期待されます。また、上述のとおりフルフィルメントサービスの展開を予定しておりますが、このサービスでは、パートナーが落札した商品をそのまま倉庫保管し、小売ブランド「ALLU」で販売する（小売販売の委託）こととなります。そこで、より多くの小売販売の委託を請け負うためにも、「ALLU」の販売力強化が必要であると考えております。

(オ) 顧客とのエンゲージメント強化

当社グループの事業は、顧客からの買取がビジネスモデルの起点にあるため、より多くの顧客と接点を持つことが事業を拡大する上で重要と考えております。

今後は、買取のみならず、小売販売をはじめその他toC向けサービスの拡大、取扱いジャンル拡大やコミュニケーション強化により、顧客とのエンゲージメントを高めてまいります。これによりグループ全体で長期的な関係を築くことで、継続的な収益を生むリカーリング型のビジネスモデルへと転換していく方針です。

(カ) グローバル展開の加速

当社グループは、香港をはじめ欧米や東南アジアに子会社を設け、現地におけるSBAパートナーの開拓と、買取の展開を進めております。買取においては直営のみならず、パートナーとの協業による出店に注力し、当社としてリスクの少ないかたちで展開を加速しております。国内での競争が依然として激しい現状において、海外へとビジネスを拡大していくことが重要であると認識しております。

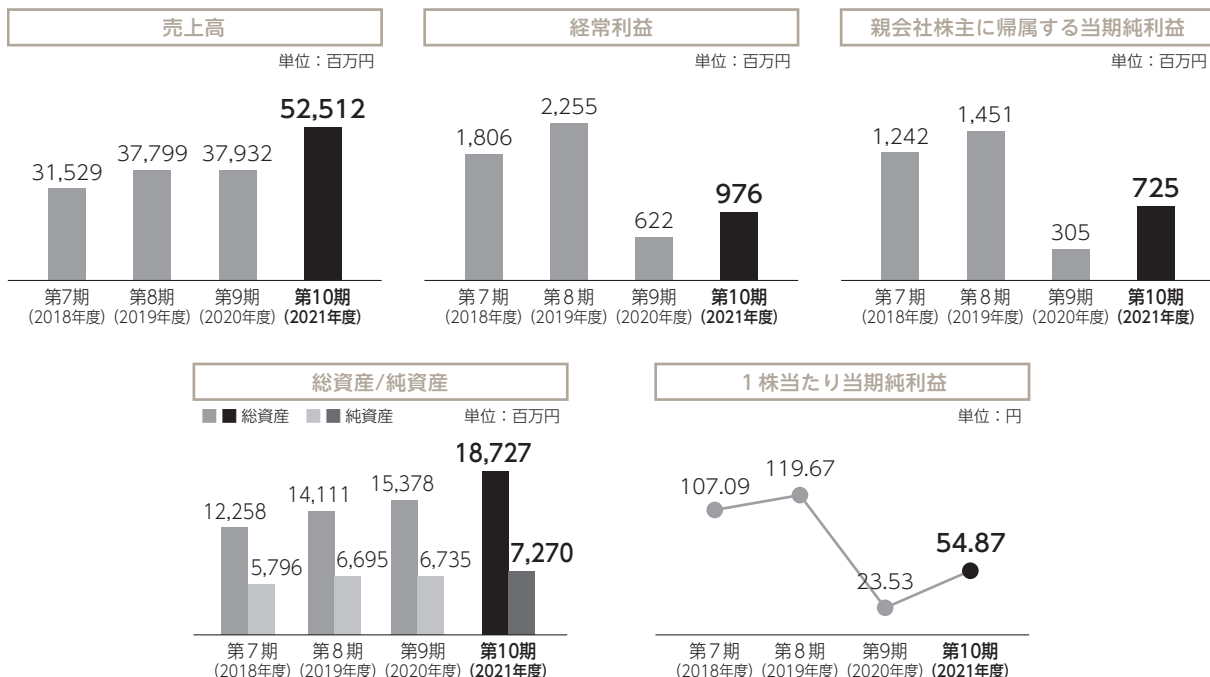
今後もこの活動を推し進め、国内で培ったビジネスモデルをグローバルで拡大するとともに、海外においても小売販売を強化することで更なる規模拡大を図ってまいります。

(キ) 新型コロナウイルスへの対応

当社グループは、2021年4月のSBA香港オンライン化をもって、主要販路である自社オークションのオンライン化率は100%となりました。これにより販売面についてはコロナ禍においても運営可能な状況を整えております。一方で、買取面については、出張・宅配・オンラインの展開も行っているものの、高額品の取り扱いを主としていることもあり店頭買取の比率が高い状況です。

今後は、コロナ禍においてもより多くの来店を獲得できるよう、マーケティングの工夫に努めるとともに、出張・宅配・オンラインによる買取も強化してまいります。

9 財産及び損益の状況の推移



①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		2018年度 第7期	2019年度 第8期	2020年度 第9期	2021年度 (当連結会計年度) 第10期
売上高	(千円)	31,529,271	37,799,272	37,932,651	52,512,592
経常利益	(千円)	1,806,141	2,255,311	622,038	976,968
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,242,954	1,451,935	305,650	725,121
1株当たり当期純利益	(円)	107.09	119.67	23.53	54.87
総資産	(千円)	12,258,009	14,111,795	15,378,731	18,727,224
純資産	(千円)	5,796,677	6,695,450	6,735,904	7,270,051

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
 2. 当社は、2017年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		2018年度 第7期	2019年度 第8期	2020年度 第9期	2021年度 (当期) 第10期
売上高及び営業収益合計	(千円)	29,478,579	35,574,088	19,069,742	3,665,020
経常利益	(千円)	1,621,322	2,236,960	803,209	519,618
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	1,126,108	1,477,486	527,810	△301,272
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	97.03	121.19	40.63	△22.80
総資産	(千円)	11,023,182	13,118,917	7,964,110	8,023,927
純資産	(千円)	5,613,745	6,539,979	6,801,373	6,275,695

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
 2. 当社は、2017年11月25日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 4. 当社は、2020年3月1日付で連結子会社バリュエンスジャパン株式会社に事業を継承させ、純粋持株会社へ移行しております。

10 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
バリュエンスジャパン株式会社	10,000千円	100.0%	ブランド品、貴金属、宝石等の買取・販売
バリュエンスアート&アンティークス株式会社	10,000千円	100.0%	骨董・美術品の買取・販売
バリュエンステクノロジーズ株式会社	66,000千円	100.0%	アプリ、システム等の開発
バリュエンスリアルエステート株式会社	45,000千円	100.0%	不動産の仲介
バリュエンスベンチャーズ株式会社	50,000千円	100.0%	ベンチャー企業に対する投資及びその養成
Valuence International Limited	HKD38,000,000	100.0%	ブランド品、貴金属、宝石等の買取・販売

(注) 1. 2021年3月11日付でバリュエンスベンチャーズ株式会社を設立いたしました。
2. 2021年9月1日付でバリュエンスジャパン株式会社とバリュエンスアート&アンティークス株式会社は合併（バリュエンスジャパンを存続会社とする吸収合併）いたしました。

④当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
バリュエンスジャパン株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	3,202,549千円	8,023,927千円

11 主要な事業内容（2021年8月31日現在）

事業の区分	事業内容
ブランド品、骨董・美術品等リユース事業	ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石及び骨董・美術品等の買取、販売

12 主要な事業所 (2021年8月31日現在)

【国内】	
当社	本社 (東京都港区)、大阪オフィス (大阪府大阪市北区)
バリュエンスジャパン株式会社	本社 (東京都港区)、大阪オフィス (大阪府大阪市北区)、物流倉庫 (東京都品川区)、買取店舗 (国内116店舗)、販売店舗 (国内2店舗)
バリュエンスアート&アンティークス株式会社	本社 (大阪府大阪市浪速区)、東京オフィス・物流倉庫 (東京都大田区)、買取店舗 (国内9店舗)
バリュエンステクノロジー株式会社	本社 (東京都港区)
バリュエンスリアルエステート株式会社	本社 (東京都港区)、大阪オフィス (大阪府大阪市北区)
バリュエンスベンチャーズ株式会社	本社 (東京都港区)
【海外】	
Valuence International Limited	本社 (中華人民共和国 (香港))、買取店舗 (香港3店舗)
Valuence International USA Limited	本社 (アメリカ)
Valuence International Europe S.A.S.	本社 (フランス)、買取店舗 (フランス2店舗)
Valuence International Singapore Pte Limited	本社 (シンガポール)、買取店舗 (シンガポール2店舗)
Valuence International UK Limited	本社 (イギリス)、買取店舗 (イギリス1店舗)
Valuence International Shanghai Co., Ltd.	本社 (中華人民共和国 (上海))

(注) 海外買取店舗は上表に記載の直営のほか、パートナーとの協業による店舗を13店舗展開しております。

13 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
873名 (127名)	286名増 (23名減)

- (注) 1. 従業員数には企業集団外からの出向者12名を含んでおります。
 2. 従業員数の()内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。
 3. 従業員数増加の主な理由は、株式会社NEO-STANDARDを連結子会社化したことによるものであります。なお、同社は2021年3月1日付で、バリュエンスジャパン株式会社が吸収合併しております。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名 (9名)	29名増 (4名減)	38.3歳	3年4ヶ月

- (注) 1. 従業員数には企業集団外からの出向者1名を含んでおります。
 2. 従業員数の()内は外書きで、準社員及び嘱託社員数並びにパートタイマー(正社員の年間所定労働時間換算)の年間平均雇用人員数を記載しております。
 3. 平均年齢、平均勤続年数については、正社員を対象とした数値を示しております。

14 主要な借入先 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,740,494千円
株式会社三井住友銀行	1,600,000千円
株式会社池田泉州銀行	1,000,000千円
株式会社りそな銀行	912,268千円
株式会社三菱UFJ銀行	800,000千円

(注) 上記の他、取引金融機関と総額110億円のシンジケーション方式によるコミットメントラインを締結しております。

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の完全子会社であります、バリュエンスジャパン株式会社とバリュエンスアート&アンテイクス株式会社は、業務の効率化等のため、2021年4月21日に合併契約を締結し、2021年9月1日付で合併(バリュエンスジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併)いたしました。

2 会社の株式に関する事項

1 株式の状況 (2021年8月31日現在)

①発行可能株式総数	40,000,000株
②発行済株式の総数	13,326,170株 (自己株式134,384株を含む)
③株主数	1,663名
④大株主	

株主名	持株数	持株比率
S Fプロパティマネジメント株式会社	7,368,200株	55.85%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,642,700株	12.45%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	545,000株	4.13%
寄本 晋輔	454,100株	3.44%
寄本 晃次	448,000株	3.40%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	309,500株	2.35%
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	242,800株	1.84%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	236,900株	1.80%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	150,800株	1.14%
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	135,300株	1.03%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (134,384株) を控除して計算しております。
2. 2020年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2020年2月28日現在で659,700株保有している旨が記載されているものの、当社として2021年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2021年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、みずほ証券株式会社及び共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社及びアセットマネジメントOneインターナショナルが2021年5月31日現在で858,500株保有している旨が記載されているものの、当社として2021年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	10,400株	3名
社外取締役（監査等委員を除く。）	—	—
監査等委員	—	—

② その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2021年8月2日付の取締役会決議において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行うことを決定し、2021年8月3日付で自己株式（当社普通株式）66,600株を166,899千円で取得いたしました。
- ② 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が143,010株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ27,544千円増加しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役の状況 (2021年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寄本晋輔	バリュエンステクノロジーズ株式会社 取締役 バリュエンズジャパン株式会社 取締役 バリュエンズアート&アンティークス株式会社 取締役 バリュエンズリアルエステート株式会社 取締役 バリュエンズベンチャーズ株式会社 代表取締役 株式会社南葛SC 取締役
取締役	六車進	Valuence International Limited Representative Director バリュエンズジャパン株式会社 代表取締役社長
取締役	佐藤慎一郎	当社執行役員 当社コーポレートストラテジー本部長 バリュエンズジャパン株式会社 取締役 バリュエンズリアルエステート株式会社 取締役 バリュエンズベンチャーズ株式会社 取締役
取締役	富山浩樹	株式会社エゾデン 取締役副社長 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長 兼 CEO GRIT WORKS株式会社 取締役会長 株式会社シーラクス 取締役 サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役社長 兼 CEO R×R Innovation Initiative株式会社 取締役 株式会社出前館 社外取締役 AWL株式会社 社外取締役
取締役	田久保善彦	株式会社グロービス マネジング・ディレクター 学校法人グロービス経営大学院 常務理事 グロービス経営大学院大学 経営研究科 研究科長 教授 公益社団法人経済同友会 幹事 ワールド・モード・ホールディングス株式会社 社外取締役 一般社団法人アルバ・エデュ 理事 ユアマイスター株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	高見健多	バリュエンズジャパン株式会社 監査役 バリュエンズアート&アンティークス株式会社 監査役 バリュエンステクノロジーズ株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	蒲地正英	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 株式会社メドレー 社外監査役 千房ホールディングス株式会社 社外取締役 バリュエンステクノロジーズ株式会社 取締役 グロービス経営大学院大学 専任准教授

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	濱田清仁	よつば総合会計事務所 パートナー
		株式会社キトー 社外監査役
		メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役
		ナイス株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	後藤高志	バリュエンステクノロジー株式会社 取締役
		潮見坂総合法律事務所 パートナー
		株式会社プラップ・ジャパン 社外監査役
		株式会社コアフォース 社外監査役
		マシンラーニング・ソリューションズ株式会社 社外取締役
		エッジインテリジェンス・システムズ株式会社 社外取締役
Langsmith株式会社 代表取締役		
		バリュエンステクノロジー株式会社 取締役
		株式会社OsidOri 社外監査役

(注) 1. 当事業年度の取締役及び監査等委員の異動は次のとおりであります。

- ①2020年11月20日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、取締役大園俊英氏及び小島宏計氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2020年11月20日開催の第9回定時株主総会において、新たに六車進氏、佐藤慎一郎氏、富山浩樹氏及び田久保善彦氏が取締役に選任され就任いたしました。また、新たに高見健多氏が監査等委員に選任され就任いたしました。
2. 取締役富山浩樹氏、田久保善彦氏、蒲地正英氏、濱田清仁氏及び後藤高志氏は社外取締役であります。
3. 当社は、内部監査部門等からの報告の受領、子会社の監査及び各種会議への出席等による情報の把握を、継続的・実効的に行うため、常勤の監査等委員を置いています。
4. 当社は、取締役富山浩樹氏、田久保善彦氏、蒲地正英氏、濱田清仁氏及び後藤高志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員である社外取締役蒲地正英氏及び濱田清仁氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員である社外取締役後藤高志氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2021年8月31日付で、監査等委員である社外取締役蒲地正英氏、濱田清仁氏及び後藤高志氏は、バリュエンステクノロジー株式会社の取締役を辞任しております。
8. 2021年9月1日付で、取締役佐藤慎一郎氏は、バリュエンステクノロジー株式会社の取締役に就任しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。本項目において以下同じ）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度額として契約することができる旨、定款に定めております。

なお、当社と取締役は、同定款に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

3 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で補填されないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

5 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 取締役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、注記の記載がない限り本項目「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」において同じ）の個人別の報酬等の決定方針について、その原案を指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の審議を経た上で、2021年2月25日付の取締役会で決議しており、その概要は以下のとおりです。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額及び報酬内容については株主総会にて決議された総額の範囲で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

i) 基本報酬

取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬です。当該取締役の役位と役割貢献に応じた所定の額となります。

ii) 業績連動報酬（株式報酬）

中長期的な業績向上や企業価値向上に向けた取締役のモチベーション向上及びリテンションのため譲渡制限付株式及びストックオプションを支給しております。譲渡制限付株式は当該取締役の役位と役割貢献に応じて基本報酬の3分の1～2分の1水準の株式数を付与いたします。譲渡制限期間である2年を経たのち、連結営業利益の達成度合いに応じて譲渡制限を解除する仕組みとしております。達成率が70～100%の場合はその比率を適用して譲渡制限を解除し、解除されなかった株式については無償取得いたします。なお、達成率が70%未満である場合には全株式を無償取得いたします。

iii) 役員退職慰労金

取締役（常勤取締役及び常勤監査等委員）在任期間における業績功績に対して支給する金銭報酬です。役員退職慰労金は役員退職慰労金規程で定められた算式（退任時の報酬月額×役員在任年数）に基づき個別の役員退職慰労金額を算出し、株主総会での承認又は取締役会での決議後、3か月以内に支給しております。なお、特に功績又は重大な損害を与えた場合は取締役会の決議により、役員退職慰労金を加減算することがあります。

iv) 報酬等の種類別の支給割合

中長期的な視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、中長期の業績向上及び株主の利益にも配慮し、基本報酬・株式報酬の割合を考えています。上記を踏まえ、取締役の基本報酬に対する株式報酬の割合は、その職責に応じて30～40%程度となるように設計しております。

なお、2021年9月30日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について、ストックオプションと役員退職慰労金を廃止し、基本報酬と短期及び中長期の業績に連動する2種の譲渡制限付株式を組み合わせた報酬設計へ変更する旨の決議をしております。取締役の報酬等と当社業績及び株価との連動を強め、株価上昇によるメリットのみならず、業績悪化や株価下落によるリスクについても株主と共有することで、短期的及び中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることができる報酬内容といたしました。

変更後の取締役の個人別報酬等の決定方針の概要は以下のとおりです。なお、変更後の内容につきましても、その原案を指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会で決議しております。当該方針は、2021年11月25日開催予定の第10回定時株主総会において、第4号議案（取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件）及び第6号議案（役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件）が承認されることを条件に実行してまいります。

i) 基本報酬

取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬です。当該取締役の役位と役割貢献に応じた所定の額となります。

ii) 短期業績連動報酬（株式報酬）

短期の業績及び企業価値の向上への貢献の対価として毎年支給する譲渡制限付株式報酬です。譲渡制限付株式は、取締役の役位と役割貢献に応じて基本報酬の25～40%水準の株式数を付与いたします。譲渡制限期間である1年を経たのち、連結営業利益の計画達成度合いに応じて譲渡制限を解除する仕組みとしております。達成率が70～100%の場合はその比率を適用して譲渡制限を解除し、解除されなかった株式については無償取得いたします。なお、達成率が70%未満である場合には全株式を無償取得いたします。

iii) 長期業績連動報酬（株式報酬）

役員在任期間における、長期の業績及び企業価値の向上への対価として毎年支給する譲渡制限付株式報酬です。譲渡制限付株式は、取締役の役割によらず、一律で基本報酬の25%水準の株式数を付与いたします。譲渡制限期間は退任の時までとなります。なお、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催の前日までに取締役を退任した場合には対象となる付与株式を無償取得することといたします。

iv) 役員退職慰労金

上記報酬の導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止し、同制度の対象であった取締役に對し、打切り支給を実施いたします。打切り支給に当たっては、制度廃止となる株主総会終結の時を基準として、従前の算定基準を基礎として算出される金額に基づき、打切り支給することといたします。

なお、制度廃止後は、取締役の個人別の報酬等の決定方針から本項目を削除いたします。

v) 報酬等の種類別の支給割合

中長期的な視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、中長期の業績向上及び株主の利益にも配慮し、基本報酬・株式報酬の割合を考えております。上記を踏まえ、取締役の基本報酬に対する株式報酬の割合は、その職責に応じて20～40%程度となるように設計しております。

□. 報酬等の内容の決定方法

i) 指名・報酬委員会

取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、代表取締役1名及び過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。

ii) 報酬の決定方法

取締役の個人別報酬等の決定方針は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定いたします。また、取締役の個人別の報酬額は当該方針に基づき、各取締役の役位と役割貢献

等を踏まえて指名・報酬委員会で審議された上で、指名・報酬委員会から答申を受け、取締役会が決定いたします。なお、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

ハ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年11月22日開催の第8回定時株主総会において年額3億円以内（うち、社外取締役年額3千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内（うち、社外取締役年額2千万円以内）、譲渡制限付株式の総数として20,000株（うち、社外取締役年間4,000株以内）を上限として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。さらに、2020年11月20日開催の第9回定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額3億円以内（うち、社外取締役年額5千万円以内）、新株予約権の総数として年間600個以内（うち社外取締役年間100個以内）を上限として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年11月22日開催の第8回定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

報酬等の内容の決定は、指名・報酬委員会から答申を受けた取締役会にて決定しており、取締役及び第三者への委任は行っておりません。

④取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 譲渡制限付 株式報酬	非金銭報酬等 ストックオプ ション	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	261 (8)	131 (8)	20 (一)	18 (一)	91 (一)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	44 (24)	32 (24)	11 (一)	— (一)	0 (一)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	305 (32)	163 (32)	31 (一)	18 (一)	92 (一)	11 (5)

- (注) 1. 上表には、2020年11月20日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の業績連動報酬等として譲渡制限付株式を付与しております。業績連動のインセンティブ要素を強化するため、連結営業利益を業績指標として採用しており、当事業年度の実績は「1-9. 財政及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬等として譲渡制限付株式及びストックオプションを付与しておりますが、上表には当事業年度中の費用計上額を記載しております。付与の際の条件等は、「3-5. ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」及び「3-5. ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。なお、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の交付状況は「2-1. ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に、ストックオプションの交付状況は、インターネット開示事項の「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額及び(注)7. 記載の当事業年度中の退任取締役2名に対する役員退職慰労金の実際の支給額(36百万円)と計上済の引当金額との差額の合計額であります。
6. 上記のほか、当社は、2020年8月期までに、上表に記載の取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名に対して、役員退職慰労引当金繰入額66百万円を計上しております。なお、上表に記載の監査等委員である取締役1名に対して、2020年8月期までに計上した役員退職慰労引当金繰入額はありませぬ。
7. 2020年11月20日開催の第9回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し36百万円支給しております。なお、この金額には、(注)6. において記載した取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する役員退職慰労引当金繰入額のうち、退任取締役2名に係る金額10百万円を含んでおります。

6 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員に関する重要な兼職の状況等は「3-1. 取締役の状況」のとおりであります。
 なお、社外取締役 富山浩樹氏及び社外取締役 田久保善彦氏が兼職する他の法人等と当社との間に、取引等の特段の関係はありません。

取締役（監査等委員） 蒲地正英氏及び濱田清仁氏は、公認会計士及び税理士であります。両氏が兼職する他の法人等と当社との間に、取引等の特段の関係はありません。

取締役（監査等委員） 後藤高志氏は、弁護士であります。同氏が兼職する他の法人等と当社との間に、取引等の特段の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務概要
取締役	富山浩樹	社外取締役就任後に開催された取締役会14回全てに出席し、企業の経営に携わった経験により培われた、イノベーションを生む組織運営や店舗展開に関する高い見識を有しております。取締役会では多角的な視点から活発に発言し、議論を深めることに貢献し、その役割を果たしました。
取締役	田久保善彦	社外取締役就任後に開催された取締役会14回全てに出席し、長年に渡りグロービス経営大学院大学教授として経営の専門的な知識を有しております。取締役会では、企業を取り巻く環境についての助言・提言を積極的におこない、議論の活性化の向上に大いに貢献し、その役割を果たしました。
取締役 (監査等委員)	蒲地正英	2021年8月期に開催された取締役会全17回すべてに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、公認会計士及び税理士として培ってきた知識・経験等に基づき、発言を行い、その役割を果たしました。
取締役 (監査等委員)	濱田清仁	2021年8月期に開催された取締役会全17回すべてに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、公認会計士及び税理士として培ってきた知識・経験等に基づき、発言を行い、その役割を果たしました。
取締役 (監査等委員)	後藤高志	2021年8月期に開催された取締役会全17回すべてに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、弁護士として培ってきた知識・経験等に基づき、発言を行い、その役割を果たしました。

4 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討して会計監査人の報酬等について同意しております。
3. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当社の会計監査人を除く）は、9,270千円であり、その主な内容はサッカークラブが創出する社会的・経済的インパクトの可視化に関する助言業務です。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識基準に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を支払っております。

4 子会社の監査に関する事項

当社の子会社でありますValuence International Limitedは当社監査人以外の監査を受けております。

5 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

1 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

2 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期継続的な企業価値向上が株主の利益への貢献であるとの認識のもと、事業計画に基づく再投資に意を用いつつ、株主に対して安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結業績のほか、経営環境や資本効率、フリーキャッシュフロー等を勘案しながら、原則的に連結配当性向30%以上を目標としておりますが、特殊要因等により当期純利益及び資本構成の変動が大きい事業年度については、その影響を勘案の上、配当額、配当性向を決定いたします。

自己株式の取得については、機動的な資本政策の必要性や財務状況に与える影響等を勘案しながら、取締役会の決議により実施いたします。

なお、当事業年度の期末配当は、25円00銭とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,409,602
現金及び預金	8,270,558
売掛金	260,438
商品	3,921,002
貯蔵品	4,870
その他	1,088,563
貸倒引当金	△135,830
固定資産	5,317,621
有形固定資産	2,487,345
建物及び構築物	2,970,411
工具、器具及び備品	523,554
リース資産	310,615
土地	189,965
建設仮勘定	8,477
減価償却累計額	△1,515,678
無形固定資産	437,848
その他	437,848
投資その他の資産	2,392,427
投資有価証券	26,364
差入保証金	1,224,529
繰延税金資産	797,585
その他	344,628
貸倒引当金	△680
資産合計	18,727,224

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,301,990
買掛金	119,801
短期借入金	8,340,494
1年内返済予定の長期借入金	101,018
リース債務	51,768
未払法人税等	268,516
賞与引当金	325,234
資産除去債務	24,680
その他	1,070,477
固定負債	1,155,182
長期借入金	211,250
リース債務	143,540
役員退職慰労引当金	66,595
資産除去債務	648,412
その他	85,383
負債合計	11,457,173
純資産の部	
株主資本	7,090,178
資本金	1,144,576
資本剰余金	1,180,011
利益剰余金	4,978,670
自己株式	△213,079
その他の包括利益累計額	25,435
為替換算調整勘定	25,435
新株予約権	154,436
純資産合計	7,270,051
負債純資産合計	18,727,224

連結損益計算書 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		52,512,592
売上原価		38,671,013
売上総利益		13,841,578
販売費及び一般管理費		12,672,503
営業利益		1,169,075
営業外収益		
受取利息	291	
受取給付金	21,427	
その他	32,378	54,097
営業外費用		
支払利息	45,305	
支払手数料	148,260	
デリバティブ評価損	299	
為替差損	11,283	
株式報酬費用消滅損	16,232	
その他	24,823	246,204
経常利益		976,968
特別利益		
負ののれん発生益	69,486	69,486
特別損失		
減損損失	218,794	
事務所移転費用	9,263	
賃貸借契約解約損	7,365	235,423
税金等調整前当期純利益		811,031
法人税、住民税及び事業税	400,738	
法人税等調整額	△314,828	85,910
当期純利益		725,121
親会社株主に帰属する当期純利益		725,121

計算書類

貸借対照表 (2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,472,832
現金及び預金	1,457,362
売掛金	380,700
貯蔵品	422
前払費用	133,176
未収入金	240,938
関係会社短期貸付金	150,000
その他	181,045
貸倒引当金	△70,812
固定資産	5,551,094
有形固定資産	201,911
建物	474,803
工具、器具及び備品	64,458
リース資産	4,553
減価償却累計額	△341,904
無形固定資産	254,570
商標権	12,179
ソフトウェア	146,691
その他	95,700
投資その他の資産	5,094,612
関係会社株式	4,568,466
差入保証金	298,409
繰延税金資産	220,130
その他	7,606
資産合計	8,023,927

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,522,235
短期借入金	41,000
関係会社短期借入金	800,000
1年内返済予定の長期借入金	86,018
未払費用	44,663
未払法人税等	29,063
賞与引当金	37,182
その他	484,308
固定負債	225,996
資産除去債務	159,400
役員退職慰労引当金	66,595
負債合計	1,748,232
純資産の部	
株主資本	6,121,258
資本金	1,144,576
資本剰余金	1,182,231
資本準備金	1,134,574
その他資本剰余金	47,656
利益剰余金	4,007,530
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	4,005,030
繰越利益剰余金	4,005,030
自己株式	△213,079
新株予約権	154,436
純資産合計	6,275,695
負債純資産合計	8,023,927

損益計算書 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		3,665,020
営業費用		2,996,659
営業利益		668,360
営業外収益		
受取利息	648	
為替差益	0	
還付加算金	1,612	
業務受託料	900	
その他	2,838	6,000
営業外費用		
支払利息	6,100	
支払手数料	132,740	
株式報酬費用消滅損	11,611	
その他	4,288	154,741
経常利益		519,618
特別損失		
減損損失	31,183	
関係会社株式評価損	591,838	
貸倒引当金繰入額	65,795	688,818
税引前当期純損失		169,199
法人税、住民税及び事業税	60,580	
法人税等調整額	71,492	132,073
当期純損失		301,272

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

バリュエンスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久世 浩一 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 裕之 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、バリュエンスホールディングス株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バリュエンスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

バリュエンスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久世 浩一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 裕之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バリュエンスホールディングス株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月28日

パリュエンスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	高見 健多	㊞
監査等委員	蒲地 正英	㊞
監査等委員	濱田 清仁	㊞
監査等委員	後藤 高志	㊞

(注) 監査等委員は高見 健多を除き、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

日時

2021年11月25日(木曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)

会場

品川シーズンテラス 3階 品川シーズンテラスカンファレンス

東京都港区港南一丁目2番70号 TEL 03 (4580) 9983



交通機関のご案内

- JR品川駅 港南口(東口)より徒歩6分
- 京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩9分

Valuence

